

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(平成21年度上期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成21年度の品質方針を設定し、電子掲示板により全社員に周知した。

(品質方針の設定、周知は平成20年度下期に実施。)

4月6日、「品質保証大会」を開催し、当社社員及び協力会社の社員へ品質方針を再度周知した。

また、社長は、8月17日付けで社長交代があったが、前社長が設定した平成21年度の品質方針を9月1日に継承し、9月2日、電子掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成21年度の品質目標を設定し、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。(平成21年度品質目標の設定、周知は平成20年度下期に実施。)

また、品質保証室長は、平成21年度の品質目標を下記のとおり改正した。

①高レベル廃液漏えい事象に関して、「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」^{*1}の対策を追加して品質目標を6月15日に改正し、6月18日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

②安全文化醸成の推進に関して、安全文化醸成度合いのモニタリングに係る品質目標を9月14日に改正し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

*1：安全基盤強化に向けた全社アクションプランとは、本年4月30日に経済産業省原子力安全・保安院に報告した「高レベル廃液ガラス固化建屋固化セルにおける高レベル廃液の漏えいについて-組織要因に関する分析(根本原因分析)-(追加報告)」の「組織要因に係る対策のアクションプラン(安全基盤強化に向けた全社アクションプラン)」である。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、平成21年度の品質目標を設定し、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。(平成21年度品質目標の設定、周知は平成20年度下期に実施。)

また、再処理事業部長は、平成21年度の品質目標を下記のとおり改正した。

①高レベル廃液漏えい事象に関して、安全基盤強化に向けた全社アクションプランの対策を追加して品質目標を5月28日に改正し、5月29日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

②再処理施設のしゅん工に関して、しゅん工時期を「ガラス固化施設の復旧、原因究明等を踏まえ、適切な時期に見直す」を追加等して品質目標を6月5日に改正し、6月9日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

③再処理施設のしゅん工に関して、しゅん工時期を「見通し検討を踏まえたしゅん

工予定期間」へ見直し等して品質目標を7月3日に改正し、同日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

④再処理施設のしゅん工に関して、しゅん工時期を「2010年10月」へ見直すとともに、使用済燃料受入れ・貯蔵施設における廃棄物問題に関する改善、対策を追加等して品質目標を9月16日に改正し、9月17日、電子掲示板により再処理事業部内へ周知した。

(3) 社長による評価

(品質保証室、再処理事業部)

実施状況：社長は、品質保証室、再処理事業部の第1回レビューを7月27日に実施した。

実施結果：第1四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況のレビューを行った。また、主な指示事項は下記のとおり。

(品質保証室)

マネジメントレビューと社長診断との棲み分けについては引き続き関係部署と連携しながら検討を進めること。

(再処理事業部)

アクションプランの展開については、全部署が一律、同様な活動を行うのではなく、部署毎の定着度合いを比較・確認しながら、各々の部署に課題または、問題を提起していくような活動とすること。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「再処理施設保安規定」、「品質保証計画書（品質保証室）」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、「再処理施設保安規定」、「再処理事業部 品質保証計画書」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施したが、以下の不適合事象が確認された。

①「高レベル廃液ガラス固化建屋極低レベル含塩廃液の移送における当直長による確認及び指示の未実施について」

高レベル廃液ガラス固化建屋極低レベル含塩廃液受槽から分離建屋極低レベル含塩廃液受槽に廃液移送を行うに際しては、当直長による手順書の確認及び移送指示を受けた上で行うべきところ、当直長の不在時に、当直長以外の者の判断により、廃液移送を実施したものである。

そのため、改善策として、当直長への報告及び当直長が離席する際の留意事項について再教育を行うとともに、遵守状況を定期的に確認することとした。

②「分離建屋塔槽類廃ガス処理設備廃ガス洗浄塔入口圧力高警報を「設備に求められる状態」外に移行させた場合に要求される措置の未実施について」

分離建屋塔槽類廃ガス処理設備の廃ガス洗浄塔入口圧力高警報について、1系統を動作不能とした場合には、もう片系統の廃ガス洗浄塔入口圧力を速やかに、その後1日1回確認すべきところ、確認していなかったものである。

そのため、改善策として、安全上重要な設備の系統除外時の措置（確認等）について周知・徹底するとともに、業務フローを作成し、確認等の措置及び記録の作成を失念することがないよう周知した。

（6）調達

再処理事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達を実施したが、六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおいて発生した不適合事象（調達要求事項として製品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供を要求すべきところ、要求していなかつたこと）を受け、六ヶ所再処理工場の実施状況を調査したところ、同様の不適合事象が確認された。

本事象は、共通仕様書作成の際、品質管理文書データベースから最新版を入手し作成すべきところ、過去に作成した共通仕様書（旧様式）を用いて作成したことにより、「技術情報の共有」に係る要求事項が抜けたものである。また、共通仕様書については、「再処理事業部 文書管理要領」に基づく最新版管理がなされることとなっているため、稟議書作成時において、当該要求事項の記載の有無についてチェックが行われなかつた。

そのため、改善策として、稟議書作成チェックシートに、“再処理事業部 品質管理文書データベースの最新版から作成したか”のチェック項目を追加するとともに、今回の不適合事象を周知し、再発防止を図る教育を実施した。

（7）内部監査

（品質保証室）

期間中（上期）の内部監査はなし。（下期に実施予定）

（再処理事業部）

実施状況：再処理事業部保安監査部長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を実施した。

実施結果：品質保証標準類に従い業務が進められているか監査を行い、不適合の未然防止及びプロセスの実効性・有効性を保つための要望事項、業務をより的確に実施する観点からの気付き事項がいくつか見られたが、品質マネジメントシステムの Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

（8）不適合管理

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合を確實に識別し、処置及び記録した。

期間中（上期）に発生した不適合等の件数：146件

（9）是正処置及び予防処置

再処理事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

（10）教育・訓練

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定に関すること、再処理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

（1）品質保証マネジメント会議

期間中（上期）の開催はなし。

（2）管理者レベルの連絡会

期間中（上期）の開催はなし。

3. 品質保証に係る顧問会

①第12回顧問会を4月 9日に開催した。

②第13回顧問会を7月 10日に開催した。

4. 品質保証体制の再構築に向けた取組

社長は、7月27日に実施された品質保証室、再処理事業部の第1回レビューにおいて、「安全基盤強化に向けた全社アクションプラン」の具体的な対策の実施状況について、品質保証室長、再処理事業部長から報告を受けた。特に、実施内容についての指示事項はなく、現在の活動を継続するとともに、適宜、必要な改善を図っていくこととした。主な対策の実施状況は下記のとおり。

(品質保証室)

品質保証室長は中間管理職との十分なコミュニケーションを図るため、原則週一回ウ
ィークリー・ミーティングにて、各グループの業務遂行状況、懸案事項等を確認して
いる。

(再処理事業部)

高レベル廃液漏えいを含む過去1年間に発生した主なトラブルについて、ディスカッ
ション資料を作成し、事業部全社員を対象に各部署にて階層別（役員層、中間管理層、
一般職層）にディスカッションを実施した。

また、この活動状況について、的確に実施されることを全社再発防止対策検討委員
会で確認した。

- ①第 7回委員会を4月24日に開催した。
- ②第 8回委員会を6月 2日に開催した。
- ③第 9回委員会を7月 2日に開催した。
- ④第10回委員会を8月25日に開催した。

5. その他

(1) 品質保証大会の開催

- ・4月6日に全社員を対象とした「品質保証大会」を開催した。
(参加者：約1,300名 協力会社社員含む)

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：ロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成21年度特別監査（平成21年度第1回定期監査を含む）を6月22日から6月26日に再処理事業部／品質保証室の監査を受けた。

監査結果：(総合所見)

今回の監査においては、「安全基盤強化に向けたアクションプラン」の所定の命題を適切に捉え、ベクトルを合わせて推進されつつあるか否かを確認する特別監査として実施され、従来の「品質保証体制の改善策」の実行状況とPDCA展開に係る「定期監査」を含めて実施された。

監査結果は、総合所見として「特別監査」に係る部分は「責任と権限を付与された総括事務局の管理・指導が期待される」との評価や、「定期監査」に係る部分は「改善活動（PDCA展開）への注力がなされており、品質マネジメントシステムは良好に機能している」との評価を得た。

(品質保証室、再処理事業部)

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」及び「提言事項」とも観察されなかった。

(監査報告書については提出済)

①平成21年度特別監査報告書（平成21年度第1回定期監査を含む）

（その1）再処理事業部／品質保証室の監査結果

（W02076295号-1）（平成21年7月13日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

（平成21年7月28日に提出）

②平成21年度特別監査報告書（平成21年度第1回定期監査を含む）

（全体総括）

（W02076295号-0）（平成21年9月7日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

（平成21年10月28日に提出）

以上